

平成 24 年 10 月 16 日
原子力安全対策課
(2 4 - 3 3)
< 10 時資料配付 >

高浜発電所 1 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所 1 号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力 82.6 万 kW）は、本日、新燃料集合体 20 体を受け入れた。

なお、今回受け入れた新燃料は、高燃焼度燃料集合体（集合体最高燃焼度 55,000 MWd/t）である。

1. 輸送年月日

平成 24 年 10 月 15 日 23 時 30 分 原子燃料工業株式会社熊取事業所 発
(大阪府泉南郡熊取町)

平成 24 年 10 月 16 日 07 時 06 分 高浜発電所 着

2. 輸送数量等

新燃料集合体	20 体
輸送容器	10 個

3. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

問い合わせ先（担当：内園）
内線2354・直通0776(20)0314

＜参考＞

「輸送における安全性について」

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

型 式 ; N F I - V型・・・10個

形 状 ; 円筒形

寸 法 ; 全長約5m、外径約1m

重 量 ; 約3.8トン（輸送容器だけで約2.4トン）

材 質 ; ステンレス鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されたものである。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下
表面から 1 m 離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

②表面密度限度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm²以下
 α 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm²以下

また、 A型核分裂性輸送物の試験条件には、

①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

②特別の試験条件

9 m 落下試験、棒上への 1 m 落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。